

広島県告示第359号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定によって、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

この出願に係る願書及び関係図書は、広島県土木建築局港湾振興課，広島県東部建設事務所，福山市建設局土木部港湾河川課及び福山市沼隈支所において，平成29年7月12日までの間，縦覧に供する。

なお，この埋立てに関し利害関係を有する者は，縦覧期間満了までに千年港港湾管理者広島県代表者広島県知事に意見書を提出することができる。

平成29年6月22日

千年港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

1 出願人の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

(1) 名称及び所在地

常石造船株式会社

福山市沼隈町大字常石1083番地

(2) 代表者の氏名及び住所

河野 健二

尾道市浦崎町2824番地3

2 埋立区域

(1) 位置

福山市沼隈町大字常石字宮ノ前630番14から630番18を経て630番40に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち1の地点から4の地点までを順次に結んだ線，4の地点と5の地点を結ぶ昭和47年2月10日付け広島県指令港第880号で原状回復義務免除された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L. +4.08mにより決定），5の地点と6の地点を結ぶ昭和49年10月23日付け広島県指令港第801号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L. +4.08mにより決定），6の地点と7の地点を結ぶ昭和47年2月10日付け広島県指令港第880号で原状回復義務免除された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L. +4.08mにより決定）及び1の地点と7の地点を結ぶ昭和48年9月1日付け広島県指令港第556号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（C.D.L. +4.08mにより決定）に囲まれた区域

1の地点 福山市沼隈町大字常石字後山20番の国土地理院三等三角点「常石」（北緯34度23分33秒7303，東経133度17分27秒4404，標高189.38m「以下，基点という。」）から169度15分23秒 1073.17mの地点

2の地点	1の地点から	223度45分16秒	69.25mの地点
3の地点	2の地点から	313度29分39秒	299.20mの地点
4の地点	3の地点から	321度56分03秒	109.67mの地点
5の地点	4の地点から	39度23分39秒	19.24mの地点
6の地点	5の地点から	122度04分17秒	171.38mの地点
7の地点	6の地点から	133度30分40秒	70.40mの地点

(3) 面積

24,716.68平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福山市沼隈町大字常石字宮ノ前630番14, 630番15, 630番40, 630番18及び630番23地内並びに630番49から630番40を経て630番23に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうちAの地点からJの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とJの地点を結んだ線に囲まれた区域

Aの地点	基点から	165度09分34秒	1176.80mの地点
Bの地点	Aの地点から	223度45分16秒	144.42mの地点
Cの地点	Bの地点から	286度58分53秒	145.61mの地点
Dの地点	Cの地点から	313度29分40秒	369.04mの地点
Eの地点	Dの地点から	43度45分14秒	16.97mの地点
Fの地点	Eの地点から	339度04分12秒	91.49mの地点
Gの地点	Fの地点から	39度23分39秒	92.71mの地点
Hの地点	Gの地点から	125度12分03秒	39.93mの地点
Iの地点	Hの地点から	39度31分34秒	19.41mの地点
Jの地点	Iの地点から	121度25分06秒	169.78mの地点

(3) 面積

110,219.43平方メートル

4 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

5 出願年月日

平成29年6月8日